

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第338号)

平成16年12月9日

横情審答申第338号

平成16年12月9日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年8月28日中福第91号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「普通預金ご利用明細表（リーフ）（横浜銀行本店営業部普通預金（口座  
番号 0079959））のうち平成13年4月1日から平成15年7月22日までの  
分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「普通預金ご利用明細表（リーフ）（横浜銀行本店営業部普通預金（口座番号 0079959））のうち平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 7 月 22 日までの分」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「普通預金ご利用明細表（リーフ）（横浜銀行本店営業部普通預金（口座番号 0079959））のうち平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 7 月 22 日までの分」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成 15 年 8 月 5 日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書のうち非開示とした部分は、中区福祉保健センター福祉保健課運営係職員が横浜銀行本店営業部の担当者とのやりとりをリーフの欄外に記録したメモのうち、個人氏名を記録した部分であり、個人の氏名については、特定の個人を識別できる個人に関する情報であることから、本号に該当し非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求め、条例に基づく適法な開示の審議と申立人が求めた文書の閲覧及び交付を求める。
- (2) 条例に違反し、申立人の権利及び利益を侵害した本件処分は不服であり、適法な開示処分を求める。
- (3) 本件申立文書については、平成13年度以降の状況を知る必要があることから請求し、一部開示決定を受け閲覧した。

横浜市中福祉事務所職員は、中区民児協の事務を兼務しており、リーフによれ

ば1000万円近い預金は毎日出し入れされており、その明細は不明である。職員による公金横領の事故が心配される。

(4) 実施機関は、非開示とした部分の非開示理由を、条例第7条第2項第2号を掲げて個人に関する情報というが、当該メモは公益上優先するもの、公にされ又は公にすることが予定されている情報であり、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、非開示とする情報には該当しないこと、また第三者照会することなく非開示としていることから実施機関の判断は誤りである。

(5) 条例第16条第2項に基き、写しにより行政文書の開示を行う場合は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときに限られるとの定めはあるが、決定通知書にその旨を記載する定めはないことから、現在その旨の理由付記が欠落している状態にある。ついては、条例前文及び第1条に基く市民に対する市政への参加促進、説明責任及び透明性の責務から、決定通知書には「写しで行政文書の開示を行うこと」、「写しで行政文書の開示を行う理由」を記載する義務があるところ、条例及び解釈運用の手引きには当該不備がある。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

ア 中区民生委員児童委員協議会（以下「中区民児協」という。）では、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める「要保護者」及び「被保護者」に対して、中区民生委員児童委員協議会法外援護費取扱要綱（平成11年4月制定）に基づき、生活保護申請中で当面の生活資金が必要な場合や、生活保護の受給者が緊急に資金が必要となった場合に、臨時的に生活資金の貸付を行っている。

イ 本件申立文書は、生活資金貸付のための現金を管理する中区民児協総務部長名義の普通預金通帳に代わるもので、毎月3期に分けて横浜銀行が作成し、中区民児協総務部長あて送付された文書であり、取扱期間、勘定日、小切手手形番号、出金額、入金額、起算日、残高等が記録されている。

### (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそ

れがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうちリーフの欄外に記録された個人の氏名については、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、リーフの欄外に記録された氏名は、横浜銀行本店営業部の担当者個人の氏名であり、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

### (3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 8 月 28 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 15 年 9 月 19 日 (第 20 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 15 年 10 月 3 日	・ 意見書を受理
平成 15 年 10 月 10 日 (第 21 回第二部会)	・ 諮問の報告
平成 16 年 3 月 19 日 (第 284 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 16 年 8 月 20 日 (第 42 回第二部会)	・ 審議を第一部会に依頼する旨決定
平成 16 年 9 月 3 日 (第 44 回第一部会)	・ 審議
平成 16 年 10 月 1 日 (第 46 回第一部会)	・ 審議
平成 16 年 11 月 5 日 (第 48 回第一部会)	・ 審議
平成 16 年 11 月 19 日 (第 49 回第一部会)	・ 審議